

第4回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年7月10日(火) 15時から16時40分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (18名)

井上 治康	会長	山口 弘行	委員 (欠席)
北原 康德	会長代理	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員 (欠席)	平山 文雄	委員
川波 康利	委員	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 平成30年6月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

田邊 直美 委員、 山口 弘行 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成30年度第4回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、3番 内藤委員と10番 山口委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願ひします。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願ひします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。5番 田邊委員と8番 段浦委員にお願ひをいたします。</p>
事務局	<p>よろしくお願ひします。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	(報告第2号 番号1を読みあげる)
	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成30年7月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 議案第1号 平成30年7月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読みあげる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議長	議案第1号 平成30年7月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書7ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。
事務局	(番号1を読みあげる)
	場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、8ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申し上げます。
議長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。

議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、8ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図4ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号3をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(賛成多数)</p> <p>議案第2号の番号3は賛成多数にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について審議にはいり ます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。</p>

	<p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして説明いたします。</p> <p>申請人は、以前より音響機材レンタル業を営んでおりましたが、昨年7月より事業を拡大しております。それに伴い、主要な機材を弥永にある梨の木城に預けている状況のため、機材の搬出入、音響のチェック等が困難な状況とのことです。今回、倉庫を建築し、事業の効率化向上を図る計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して整備され、周辺地域において居住する者の業務上必要な施設であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
17番	<p>別に問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p>

	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>申請人は申請地323㎡を購入し、太陽光発電パネル72枚を設置、発電出力49.5kwの電力を九州電力に販売する計画での転用申請です。</p> <p>他の法令の許可、認可申請につきましては、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けられ、九州電力へ電線の接続、販売の申込の手続きは済まされております。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
16番	<p>現地を見たところ問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p>
	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、譲渡人から申請地を購入して建売住宅5戸を建築し、販売するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て建築面積概ね50㎡(49.41、55.48、50.62、52.38、56.16)の住宅を5棟、建設する計画となっております。</p> <p>尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は南側に上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路に接しており、概ね500m以内に草場内科クリニックと山口歯科医院がある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
15番	<p>現地調査の結果、周りの3方は道路に面しており、横は工場跡、後は太陽光発電設備がありますが、まわり全体が住宅地ですので問題はないと思います。排水関係も問題はないと思いま</p>

	す。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	別にありません。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第4号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号3について、事務局より説明をお願いします。 (番号3を読みあげる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は自宅に隣接する原地蔵〇〇-〇において自動車整備工場を営んでいますが、現状では駐車場が不足している為、自宅西側に事業用の駐車場を整備し、利用する計画での転用申請です。概ね10～20台程度の駐車を見込んでいるとのこと。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存の集落に接続して整備される、周辺地域において居住する者の業務上必要な施設であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第4号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
15番	駐車場という事ですが、仕事から出入りは頻繁にはないと思います。西側は農地になっており、隣は住宅がありますが、大きな迷惑はかからないのではと思います。現地を見た限りでは地上げをしないと水が溜まりやすいような感じになっているようなので、多分、地上げされて使用されると思いますが、問題はないと思います。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	今言われましたように、この土地は道より低くなっております。地上げをしないと雨水が道の方に流れると思いますので、その点を気を付けていただければ、いいと思います。以上です。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
18番	地上げをするのなら排水等はどうなっていますか。

会長代理	前の道路に流す予定になっております。
18番	隣の宅地と同じ高さにするんですか。どのくらい地上げをするんですか。その場合、排水等はどうなりますか。
事務局	16ページを見てください。だいたい8cm位地上げして道路横にある側溝と同じ高さぐらいに合わせると聞いています。計画の中には排水路はないです。水路や暗渠等で下に流すのではなく、上を通って水が流れていくようになっていきます。西側の農地との間にはコンクリートブロックを2段設置するようになっていきますので、西側の農地に水が流れることはないです。
議長	他に、ご質問はありませんか。
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	議案第4号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号4について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号4を読みあげる)
	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。 建物としましては、木造2階建て、建築面積72.04㎡の2世帯住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に東小田小学校とハートスマイル歯科あり、西側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議長	議案第4号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
6番	排水管が埋設されており、問題はないと思います。浄化槽スペースが設けてありますが、できれば町の下水道管につないでいただきたいという希望はあります。以上です。
議長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	別にありません。
議長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第4号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、譲渡人から申請地を購入して建売住宅4戸を建築し、販売するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て建築面積概ね50㎡の住宅を4棟、建設する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は西側に上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路に接しており、概ね500m以内に草場内科クリニックと本田脳神経外科がある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号5について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
会長代理	<p>排水関係は県道のほうにある、下水道管にながすという事なので問題はないと思います。 以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。 理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 北原委員、前田委員 場所につきましては、別紙の配置図、23ページをご覧ください。 以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p>

議 長	<p>それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので採決に移ります。 議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これもちまして、第4回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16 : 40 終了</p>